

甲種組合員の資格判定基準

1 歯科診療所の開設者又は管理者									
2 医療機関等に勤務する歯科医師（非常勤勤務者を含む）									
3 上記1～2には該当しないが、歯科医師等の国家資格を有する専門職（下記①～⑨）として歯科医業又は歯科業務に携わる者（非常勤勤務者を含む） <table border="1"><tr><td>① 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を育成する教育機関等の講師（教師）</td></tr><tr><td>② 審査支払機関における診療報酬明細書の審査に携わる者</td></tr><tr><td>③ 学校歯科医等（幼稚園・保育所・専門学校等含む）</td></tr><tr><td>④ 産業歯科医、警察歯科医、検案業務に携わる者</td></tr><tr><td>⑤ 検・健診業務に携わる者</td></tr><tr><td>⑥ 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者及び公衆衛生の普及・向上のための歯科医療に係る（講演）活動・広報活動を行う者</td></tr><tr><td>⑦ 医療制度、歯科医業経営に携わる者</td></tr><tr><td>⑧ 歯科医師会・国保組合等、その他医療関係機関の役員（顧問を含む）、委員・議員等</td></tr><tr><td>⑨ その他歯科医師会等の事業又は業務に携わる者</td></tr></table>	① 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を育成する教育機関等の講師（教師）	② 審査支払機関における診療報酬明細書の審査に携わる者	③ 学校歯科医等（幼稚園・保育所・専門学校等含む）	④ 産業歯科医、警察歯科医、検案業務に携わる者	⑤ 検・健診業務に携わる者	⑥ 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者及び公衆衛生の普及・向上のための歯科医療に係る（講演）活動・広報活動を行う者	⑦ 医療制度、歯科医業経営に携わる者	⑧ 歯科医師会・国保組合等、その他医療関係機関の役員（顧問を含む）、委員・議員等	⑨ その他歯科医師会等の事業又は業務に携わる者
① 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等を育成する教育機関等の講師（教師）									
② 審査支払機関における診療報酬明細書の審査に携わる者									
③ 学校歯科医等（幼稚園・保育所・専門学校等含む）									
④ 産業歯科医、警察歯科医、検案業務に携わる者									
⑤ 検・健診業務に携わる者									
⑥ 研究機関等において医療に関する調査・研究を行う者及び公衆衛生の普及・向上のための歯科医療に係る（講演）活動・広報活動を行う者									
⑦ 医療制度、歯科医業経営に携わる者									
⑧ 歯科医師会・国保組合等、その他医療関係機関の役員（顧問を含む）、委員・議員等									
⑨ その他歯科医師会等の事業又は業務に携わる者									